

## 平成20年度 林野庁関係補正予算案(第1号)の概要

平成20年9月

林 野 庁

## 補正追加額

800 億円

森林吸収源対策

243 億円 (公 共)

木材・木質バイオマスの利活用の総合的推進等

68 億円 (非公共)

(うち間伐定額助成分:25億円)

岩手・宮城内陸地震等による災害の復旧・防災対策 ※ 733 億円 (公 共)

(注)※は、森林吸収源対策分243億円を含む。

(単位:百万円)

追 加 項 目	追 加 額		
	公 共	非公共	計
1 森林吸収源対策	24,306		24,306
2 木材・木質バイオマスの利活用の総合的 推進等 (森林・林業・木材産業づくり交付金等)		6,750	6,750
(1)木材・木質バイオマス利用促進等緊急整備等		4,250	4,250
・木材・木質バイオマス利用促進等緊急整備		4,120	4,120
・がんばれ！地域林業サポート事業		100	100
・農林漁業セーフティネット資金利子補給事業		30	30
(2)未整備森林緊急公的整備導入モデル事業 (間伐定額助成)		2,500	2,500
3 岩手・宮城内陸地震等による災害の復旧・ 防災対策	※ 73,273		※ 73,273
(一般公共事業費)	※ 29,813		※ 29,813
(1) 治山事業	17,495		17,495
(2) 森林整備事業	12,318		12,318
(災害復旧等事業費)	43,460		43,460
(1) 山林施設災害復旧事業	15,388		15,388
(2) 山林施設災害関連事業	28,072		28,072
合 計	73,273	6,750	80,023

## 森林・林業・木材産業づくり交付金（補正）

【平成20年度補正追加額 6,620,000千円】

### 事業のポイント

地域の自主性・裁量を尊重しつつ、川上・川下の連携強化を通じた木材の安定供給及び間伐の推進を図るなど、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展並びに林産物の供給及び利用の確保に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な経費について各都道府県等に対する一体的な支援を行います。

### （森林・林業・木材産業をめぐる現状）

- ・ 今後10年間で人工林の約6割が育てるべき段階から利用可能な段階に移行
- ・ 山村地域が占める森林面積は、全国の森林面積の61%
- ・ 京都議定書目標達成計画に基づき、1,300万炭素トンを森林の吸収で賄う必要
- ・ 意欲ある事業者の事業量のシェアが上昇 素材生産量 40% (H12) →48% (H17)
- ・ 特用林産物の主要品目であるきのこ類の生産量が増加  
主要10品目の生産量 387千t (H14) →442千t (H19)
- ・ 平成18年の木材の自給率は前年に引き続き2割を超え(20.3%)、国産材の利用量は増加傾向
- ・ 平成18年に建築基準法の改正などがあり、品質・性能の確かな木材製品の安定的な供給に対するニーズが更に高まっているが、建築用製材品に占める乾燥材の割合は約2割どまり
- ・ 木質バイオマス発生量（約3,120万 $m^3$  H17）のうち約1,840万 $m^3$ を既に利用

### 政策目標

- ① 育成林1,140万haの多様で健全な整備を推進
- ② 山地災害による被害の軽減（「犠牲者ゼロ」）
- ③ 意欲ある事業者のシェアを平成27年までに拡大  
（素材生産5割（平成17年）→6割、造林6割（平成17年）→7割）
- ④ 木材供給・利用量を平成27年までに35%拡大  
（1,700万 $m^3$ （平成16年）→2,300万 $m^3$ ）

### ＜内容＞（補正予算対象メニューのみ）

#### 1. 未整備森林緊急公的整備導入モデル事業

森林所有者による自主的な整備が進まずに放置され脆弱かつ不安定な状況となっている森林等を対象に、当該森林を適切な状態に保つために必要な間伐等の施策を実施します。

このような取組に着手する上で必要な当該森林所有者の確認・同意の取り付け等の条件整備も実施します。

## 2. 木材・木質バイオマス利用促進等緊急整備

製材工場等において、原木供給者との連携による原木の安定的確保を図った上で原料を国産材へ転換し、品質・性能の確かな国産材製品の安定的な供給が可能となる体制を緊急に整備します。

また、省エネルギー型の生産施設を緊急的に整備し、需要が高まっている国産きのこの安定供給を図ります。

### <交付率>

定額（1／2、4／10等）

### <事業実施主体>

都道府県、市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、森林整備法人等

### <事業実施期間>

平成20年度～24年度（補正予算対象メニューについては平成20年度）

[担当課：林野庁経営課（窓口）]

木材・木質バイオマス利用促進等緊急整備  
(木材利用及び木材産業体制の整備推進・特用林産の振興)  
<森林・林業・木材産業づくり交付金>

【平成20年度補正追加額6,620,000千円の内数】

事業のポイント

- 「木質バイオマスの山側からの安定供給体制の整備」、「木質ペレットや木材チップなどのバイオマス燃料生産供給体制の整備」、「木質バイオマス燃料の確実なる利用体制の整備」を緊急的に進め、化石燃料から木質バイオマス燃料への転換を行います。
- 外材を巡る不透明な国際情勢に緊急に対応するため、製材工場等における国産材への原料転換のための木材処理加工施設等の整備や燃料転換のための木くず焚きボイラーの整備、国産材チップを大ロット・安定的に供給するための木材チップ製造施設の整備を行い、国産材の更なる利用拡大を図ります。
- 省エネルギー型の特用林産物生産施設を緊急的に整備し、国産きのこの安定供給を図ります。

(木質バイオマス等の現状)

- ・木質バイオマス発生量(約3,120万 $m^3$ 平成17年)のうち約1,840万 $m^3$ を既に利用。
- ・木質ペレットの生産量は約4,000トン(平成15年)から約34,000トン(平成19年)に増加。
- ・ロシア政府は、丸太輸出税を6.5%(平成19年7月)から80%(平成21年1月)に段階的に引き上げる予定。
- ・A重油価格は、76円/リットル(平成19年7月)から122円/リットル(平成20年7月)に上昇。
- ・製紙用針葉樹チップについては、輸入チップ価格が上昇傾向であるのに対し国産チップ(工場残材、建築廃材等)は低位であるものの、平成19年の消費量では4割を輸入に頼っている状況。
- ・特用林産物の主要品目であるきのこの類の生産量(主要10品目)は387千t(H14)から442千t(H19)に増加。

政策目標

- ①木質バイオマスの有効利用を図る先駆的な施設の整備をモデル的に実施し、その波及効果を含めて、木材産業におけるエネルギー供給施設(木質資源利用ボイラー、発電機)を平成24年度までの5年間で新たに150基増加させる目標を加速化
- ②平成24年度までに木質ペレットの年間製造量を15万トンに増加させる目標を加速化
- ③木材供給・利用量を平成27年までに35%拡大(1,700万 $m^3$ (16年)→2,300万 $m^3$ (27年))させる目標を加速化
- ④きのこの類の食料自給率をさらに向上(目標82%(H27))

<内容>

製材工場等において、原木供給者との連携による原木の安定的確保を図ったうえで原料を国産材へ転換し、品質・性能の確かな国産材製品の安定的な供給が可能となる体制を緊急的に整備します。また、山村地域の重要な収入源である特用林産物(きのこ)の生産についても、省エネルギー型の生産施設を緊急的に整備し需要が高まっている国産きのこの安定供給を図ります。これらを通じて、国産材の更なる利用拡大及び地域の雇用の新たな創出等を通じた山村地域経済の活性化を図るため下記の取組を実施。

- (1) 間伐材等を木質バイオマス燃料供給施設、木材処理加工施設等へ安定的に供給するための高性能林業機械の整備
- (2) 未利用木質資源等を木質バイオマス燃料供給施設へ安定的に供給するための林地残材等の収集・運搬の効率化に資する機材等の整備
- (3) 木質バイオマス燃料を利活用する施設へ安定的に供給するためのチップ製造施設及びペレット製造施設等の木質バイオマス燃料供給施設の整備
- (4) 木質バイオマス燃料を確実に利活用するためのボイラーやペレットストーブ等の利用施設の整備
- (5) 製材工場等が外材から国産材へ原料転換を行う場合や外材代替製品の生産に取り組む場合、品質・性能の確かな製品を安定供給するのに必要な木材処理加工施設等の整備
- (6) 原油価格高騰に対応するため、重油焚きボイラーに替えて木くず焚きボイラーの整備
- (7) 紙・パルプ工場等による国産材チップへの転換の取組に対し、国産材チップを大ロット・安定的に供給するための木材チップ製造施設の整備
- (8) 原油価格高騰に対応するため、燃油使用量の大幅な削減を図るための高圧殺菌釜等の特用林産物生産施設の整備

<交付率>

定額 (1/2、4/10、1/3)

<事業実施主体>

地方公共団体、森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、地方公共団体等の出資する法人、PFI事業者、民間事業者

<事業実施期間>

平成20年度

[担当課：林野庁木材利用課、木材産業課、経営課]

がんばれ！地域林業サポート事業（補正）  
～リースを活用した高性能林業機械の導入支援～

【平成20年度補正追加額 100,000千円】

事業のポイント

高性能林業機械のリースによる導入を支援することにより、低コスト生産に取り組む林業事業者を育成し、木質バイオマスの安定供給を促進します。

（林業事業者の状況）

- ・意欲ある事業者の事業量のシェアが上昇  
素材生産量 40% (H12) →48% (H17)、造林・保育面積40% (H12) →58% (H17)
- ・我が国の素材生産の労働生産性は全国平均で4.7m<sup>3</sup>/人日であるが、作業路網の整備と高性能林業機械の導入により低コスト化に取り組み、8.0m<sup>3</sup>/人日の生産性をあげている事業者も存在

政策目標

意欲ある事業者のシェアを平成27年までに拡大  
（素材生産5割→6割、造林6割→7割）

<内容>

木質バイオマスの安定供給を促進するため、高性能林業機械の導入手段の多様化と入手コストの軽減等（特に初期投資の軽減と経理の簡素化）を通じた林業事業者の育成とその生産性の向上を図るなど、木質バイオマスの安定供給に取り組む林業事業者等に対する支援を行います。

<補助率>

定額

<事業実施主体>

民間団体

<事業実施期間>

平成20年度（基金造成）

[担当課：林野庁経営課]

## 農林漁業セーフティネット資金利子補給事業（林業部門）

【平成20年度補正追加額 30,000千円】

### 事業のポイント

燃油等の資材価格の高騰により資金繰りが苦しくなっている林業者に対し、日本政策金融公庫が融通する「農林漁業セーフティネット資金」について金利負担軽減措置を講じ、経営の維持安定を支援します。

- ・農林漁業セーフティネット資金の利率は1.70%（平成20年9月19日現在。毎月変動。）
- ・本事業により最大2%まで金利を引き下げることができます。
- ・本事業の対象者は、コスト低減努力を行いながら、あるいは行う意向を持ちながら、燃油等の資材価格の高騰により資金繰りが悪化している林業経営改善計画認定者です。

### 政策目標

利子補給により金利負担軽減措置を講じた農林漁業セーフティネット資金の融通により、林業者の経営改善を進め、「効率的かつ安定的な林業経営」を担い得る者による事業量が6～7割程度を占める林業構造を実現

### <内容>

- 燃油等資材価格の高騰により影響を受けた林業者が必要とする運転資金に係る金利負担の軽減を支援

省エネ型の経営体質への転換に取り組んでいるものの、予想以上の燃油等の資材価格の高騰に直面し、コスト低減効果をすぐに享受できず、資金繰りに支障をきたしている林業経営改善計画認定者に対して、日本政策金融公庫が融通する農林漁業セーフティネット資金の借入金利負担を軽減するため、実際に借入者が負担することとなる貸付利率の水準を最大2%まで引き下げるのに必要な額を当該借入者に対して助成します。

### <補助率>

定額

### <事業実施主体>

民間団体

### <事業実施期間>

平成20年度～平成21年度（利子補給申込受付期間）

[担当課：林野庁企画課]

未整備森林緊急公的整備導入モデル事業  
(森林整備の推進)  
＜森林・林業・木材産業づくり交付金＞

【平成20年度補正追加額 2,500,000千円】

事業のポイント

森林所有者による自主的整備が進まず放置されている森林を「美しい森林」へ誘導するため、所有者に代わって整備を行う実施主体の負担軽減の手法を地域の実情に応じて構築するためのモデル的な取組を推進します。

(未整備森林対策の背景等)

- ・ 木材価格の低迷等から間伐等が行われず整備遅れとなっている森林が顕在化。今後、台風等の来襲を受ければ、風倒被害等が発生するおそれ
- ・ しかし、このような森林の所有者は自己負担して整備を実施する意欲が減退
- ・ このため、所有者に代わって都道府県等の実施主体が間伐等の施業を実施するとともに、伐採木の処分を実施主体に委ねるなど実施主体の負担を軽減する手法を検討することが必要

政策目標

未整備森林における低コストで効率的な整備手法の確立

＜内容＞

未整備森林対策のモデル的な取組の推進

森林所有者による自主的な整備が進まずに放置され脆弱かつ不安定な状況となっている森林等を対象に、当該森林を適切な状態に保つために必要な間伐等の施業を実施します。

このような取組に着手する上で必要な当該森林所有者の確認・同意の取り付け等の条件整備も実施します。

＜交付率＞

定額

＜事業実施主体＞

都道府県、市町村、森林整備法人等

＜事業実施期間＞

平成20年度

[担当課：林野庁整備課]